

第 NPTA1904 号
2019 年 12 月 20 日

一般社団法人日本パドルテニス協会
加盟団体代表者 各位

一般社団法人日本パドルテニス協会
理事長 永盛雅人



指導者のパドルグリップエンドストラップの装着徹底について(通達)

このたび、指導的立場にある者が指導の場で使用するパドルについては、公認資格の有無を問わず、グリップエンドストラップが装着されていないものの使用を禁止し、指導者自身がストラップに手を通すだけでなく、指導対象者に対しても、その装着方法について指導を徹底することを義務付けることといたしました。

パドルテニスコートの狭さとパドルフレームの硬さゆえに、万が一プレー中にパドルが手から離れた場合、大切なダブルスのパートナーや指導者を信頼してレッスンを受けている方々に取り返しつかない危害を与えてしまうかもしれません。幸いなことに、パドルテニスでは今までに然したる事故事例が無いものの、今後も絶対に大きな事故が起こらないとはいえないのです。

「1 件の重大災害の裏には、29 件のかすり傷程度の軽災害があり、その裏にはケガこそないがひやっとした 300 件の体験がある」といわれております。本年 9 月にスポーツ庁からスポーツ競技団体に対する各ハラスメントの廃絶と安全指導の徹底の要請があったからというだけでなく、指導中の事故防止は、指導者としての最も大切な役割であることは周知のことと存じます。指導者自身の過失責任が問われないように、当協会も国内のパドルテニスの中央統括団体として、社会責任を果たすことが必要であると急遽判断した次第です。

今後、試合競技中のグリップエンドのストラップ装着についてもルールとして義務付けることを検討していく必要があるとは存じますが、取り急ぎパドルテニス指導者のグリップエンドストラップの装着義務についてご理解をいただき、団体内での周知徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

以上